

積算内訳書等の作成等にあたっての取り扱いについて

海津市の建設工事等の入札時における積算内訳書につきましては、平成30年1月より、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご協力をお願いします。

◇積算内訳書の提出対象となる入札案件について

全ての建設工事ならびに建設工事に係る測量・設計委託業務の入札案件について提出の対象とします。

◇入札書及び積算内訳書の作成等にあたっての留意事項

入札書及び積算内訳書の作成等にあたっては、下記の留意事項を厳守してください。

- ・入札額が税抜き予定価格を超える場合は、資格停止の対象になるため、見積額が税抜き予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
(入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取り扱いを受けるものではない。)
- ・積算内訳書の様式は、原則として海津市が掲示する本工事費内訳表とすること。
- ・積算内訳書に「仕様書番号」「工事名」「会社名」を明記すること。
- ・積算内訳書の提出は電子入札システムにより行うことができるが、紙入札により入札書を提出する場合は、入札書と内訳書は別の封筒にて提出すること。
- ・積算内訳書の提出について、これらを書き換え、引き替え又は撤回をすることができないこと。
- ・積算内訳書の内容について、発注担当課から説明を求められる場合があること。
- ・予定価格を事後公表する1,000万円以上の建設工事で、落札率が95%以上となったものは、当該入札の落札決定を一時保留し、すべての入札参加者の積算内訳書が適正な積算が行われているか精査するなど調査します。その結果、談合の疑いが濃厚であると判断したときは、事情聴取や提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会及び警察本部に提出する場合があります。

・下記の必須要件が欠けた場合は、当該入札を無効とすることがあります。

①内訳書の合計金額と入札額が一致していること。

内訳書の税抜き合計額（工事価格）と入札書記載の入札金額が一致していること。

②記載すべき項目を満たしていること。

当該工事の仕様書番号、工事名及び会社名が記載されていること。

③一括値引きがないこと。

内訳書税抜き合計額（工事価格）算出の際に、一括して値引きをしていないこと。

（各項目で値引き・調整されているものは可とする。）

④端数調整・処理がないこと。

内訳書の税抜き合計額（工事価格）が端数を調整・処理された金額になっていないこと。（ただし、千円未満の端数は除く。）

⑤その他、内訳書として不備がないこと。

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の計が内訳書税抜き合計額（工事価格）と一致していること。

◇適用

適用日 平成30年1月入札分より

※ その他、不明な点については、入札書提出前に各発注担当課にお問い合わせください。

(参考)

◇一括値引について

本工事費内訳表

名 称	単位	数量	単価	金額		
排水工	式	1		855,000	値引き等	○
U型側溝	m	●●	△△	445,000	値引き等	○

直接工事費計 ①	式	1		5,000,000	値引き等	×
共通仮設費計 ②	式	1		2,500,000	値引き等	○
現場管理費計 ③	式	1		2,500,000	値引き等	○
一般管理費計 ④	式	1		913,500	値引き等	○

合計 (=①+②+③+④)	式	1		10,913,500	—	
値引き	式	1		-13,500	値引き等	×
工事価格	式	1		10,900,000	値引き等	×

◇端数調整・処理について

(単位：円)

内訳書工事価格		
端数調整前	端数調整後	
10,913,500	10,913,000	○
	10,914,000	○
	10,913,500	○
	10,910,000	×
	10,920,000	×
	10,000,000	×